

2023年4月

フェアコンサルティンググループは、世界 18 カ国・32 のグローバル拠点を、提携ではなくフェアコンサルティングの直営拠点として展開しています。そのうち、東南アジア・インド・オセアニア各国の情報を本ニュースレターにてお届けします。現地の情報収集目的などにご活用ください。

今月の掲載国は、以下のとおりです。（五十音順。国名をクリックすれば該当ページへ飛びます。）

[インド](#)、[インドネシア](#)、[オーストラリア](#)、[シンガポール](#)、[タイ](#)、[ニュージーランド](#)、[フィリピン](#)、[ベトナム](#)、[マレーシア](#)

### インド

#### 1. インドにおける代理人 PE リスクについて

インドは税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約（BEPS 防止措置実施条約、以下 MLI）に基づく多国間協定を 2019 年に批准しました。こちらに添った形で、代理人 PE の解釈が拡大されることになりました。

##### 代理人 PE とは？

インドに居住する者が外国企業を代表して行動する場合、その者のインドにおける存在が外国企業のインドにおける存在と解釈され、インドにおける PE と認定され、インドにおいて課税される可能性があります。

##### MLI 批准による、代理人 PE への影響は？

これまで代理人 PE 認定には独立代理人でなく、外国企業のみに従属する代理人として存在すること、外国企業の代理人として契約の締結、商品の保管、受注の確定を日常的に行っていることの、両方の要件を満たす事となりました。MLI に基づく定義は、外国企業のために日常的に契約締結に従事している、または外国企業による重要な変更などが加えられず、日常的に契約の締結に繋がる主要な役割を担っていること、となっております。

つまり、主要的な役割の部分の解釈が問題となります。

主要的な役割とは、契約の締結にかかわる実務をインド国内の代理人が行っていること、外国企業とインド企業の間で締結された基本取引契約に基づき、インド国内の代理人が注文を受けている場合、関連企業のためにほぼ専属で事業を行う場合などがあり、いずれの場合も代理人 PE と認定される可能性が高くなります。

##### 影響があると考えられる形態は？

コミッション手数料に基づく形態、マーケティングサポート業務などが考えられます。

### 最近の判例は？

海外送金事業を行う会社が、インドのエージェントを通じて業務を行っていたケースがありました。このケースでは、この会社がインドで開発し、使用しているソフトウェアが存在するため、インドに常設施設を持ち代理人 PE が存在すると当局で判断されました。2021年9月の最終的な判決では、契約を締結するのに必要な権限はなく、PE を形成しないため代理人 PE に該当せず、インドでの納税は不要と記載されました。

#### Fair Consulting India Pvt. Ltd.

Unit No.138, 139 & 140 , 1st Floor, JMD Mega Polis, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon,  
Haryana 122-002 INDIA

Tel : +91 124 410 2637

岩瀬 雄一（日本国公認会計士） [y.iwase@faircongrp.com](mailto:y.iwase@faircongrp.com)

今井 芙紗子（コンサルタント） [fu.imai@faircongrp.com](mailto:fu.imai@faircongrp.com)

## インドネシア

### 1. EV付加価値税、4～12月は1%までに軽減 財務省規則『PMK 2023年 第38号』

財務省規則 2023年 第38号（PMK 38）により、政府は2023年度の4月から12月まで、特定の四輪バッテリーベースの電気自動車（EV）および電気バスを新車購入する場合の付加価値税（VAT）について、優遇税制を導入することとなった（いわゆる：VAT DTP）。

この優遇税制は、ロードマップの大統領令 2019年第55号に基づき、バッテリーベースの電気自動車を推進するために発行されたもの。当該VAT DTP優遇税制は、特定の原材料・部品の現地調達率（TKDN）を満たす電気自動車および電気バスに限定される。具体的には、以下の条件を満たす場合にVAT DTPが与えられる。

- TKDN率が40%以上の特定の四輪バッテリーベースの電気自動車（KBL）には、VAT優遇税制が適用され、本来の11%の代わりに1%の税率が適用される。
- TKDN率が20%以上40%未満の特定の四輪バッテリーベースの電気自動車（KBL）には、VATが6%で適用される。

### 2. 経済ニュース

#### 【7月1日からの外貨収益の預金義務政令有効】

インドネシアの経済担当調整省は、企業が天然資源およびその製品の輸出で得た外貨収入の全てを国内の金融システムに送還するよう義務付ける政令を施行することを目指しており、そのうち30%については、3カ月間の預金を義務付ける。輸出申告額が25万米ドル以上の場合、30%を銀行か輸出入銀行（LPEI）の特別口座に3カ月間預金することが義務付けられる。違反した企業には輸出停止処分が科せられる。天然資源の川下産業への融資

の流動性を向上させることが狙いとされる。当該政令の有効は 7 月 1 日付で施行する目標を示した。

### 【経済特区の投資実現額は 4.6 兆ルピア、5,738 人の雇用を創出】

インドネシアの国家経済特区委員会によると、国内 20 カ所の経済特区の開発にはこれまでに 4 兆 6,000 億ルピアが投資され、5,738 人の雇用が創出された。2023 年は 61 兆 9,000 億ルピアの投資が計画されており、2023 年までの累計で 117 兆 8,000 億ルピアの投資実現額と 6 万 1,416 人の雇用創出が予想されている。ただし、全経済特区で計画通りに開発が進んでいるわけではなく、7 カ所は順調に進んでいるが、5 カ所は進展が遅れている。経済特区の運営会社が投資を誘致する事業計画を持っていないことや資金調達力が低いことが、開発が遅れる原因として挙げられている。

### 【外国人訪問者数、目標を 850 万人に上方修正】

インドネシアは、2023 年の外国人訪問者数目標を 850 万人に上方修正し、観光産業の外貨収入目標も 68 億 3,000 万米ドルに引き上げた。この目標引き上げは、第 1 四半期の外国人訪問者数の回復が背景にある。インドネシアへの航空便の供給座席数が増えることで、850 万人の目標達成が可能とされ、中国からの訪問者数増加にも注目している。しかし、インドネシアの国際線の航空便数はまだ 70%以上に回復しておらず、新目標の達成には必要不可欠であると指摘されている。

### 【IMF、2023 年成長率予測を上方修正】

IMFが発表した世界経済見通しによると、インドネシアの2023年のGDP成長率は前年比5.0%と予測され、ASEAN5か国（インドネシア、タイ、フィリピン、シンガポール、マレーシア）の成長率は4.5%と予測された。世界経済の成長率は金融不安の影響で、2023年は2.8%、2024年は3.0%と予測された。

### 【トランスジャカルタの運賃値上げ、市民調査】

インドネシアのトランスポルタシ・ジャカルタ（トランスジャカルタ）は、公共バスの運賃引き上げを検討しており、利用者の意見をアンケートで募集している。調査は、ジャカルタ都市交通審議会からの提案を受けて実施され、現在の運賃は 2,000 ルピアから 3,500 ルピアまでである。アンケートは 13 日まで実施され、運賃を 5,000 ルピアに引き上げることに回答は「とても反対」「反対」「賛成」「とても賛成」の 4 つから選ぶことができる。

### PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia

TEL : +62-21-570-6215

加藤 寛 (日本国公認会計士) [hi.kato@faircongrp.com](mailto:hi.kato@faircongrp.com)

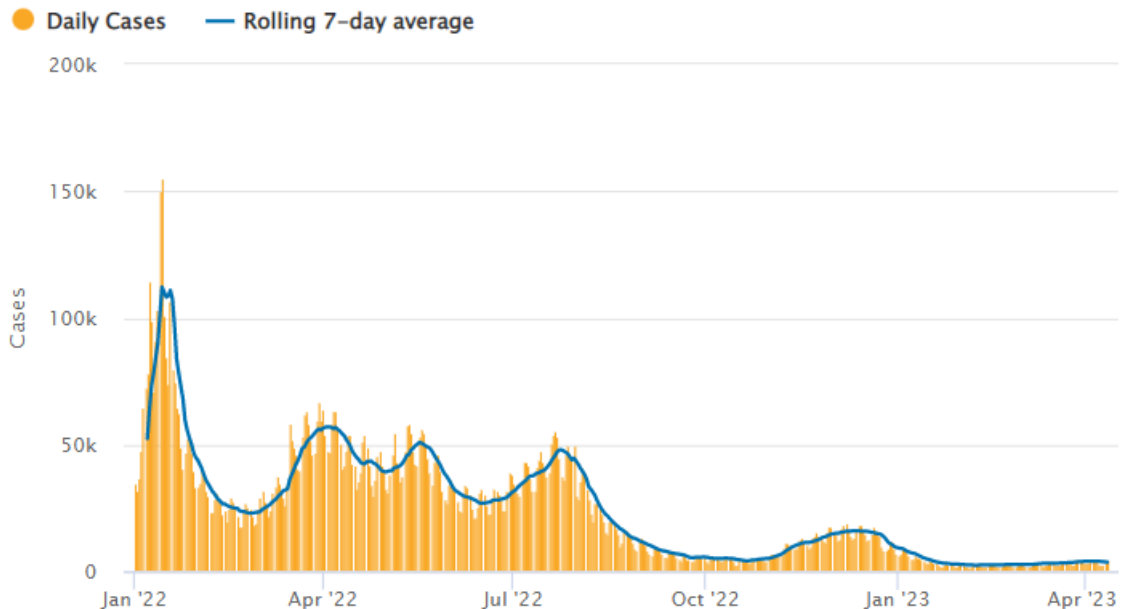
Pahala Alexandra Lumbantoruan (Alex、コンサルタント) [alexandra@faircongrp.com](mailto:alexandra@faircongrp.com)

### オーストラリア

#### 1. 新型コロナウイルス最新情報

オーストラリアでの日々の感染者数は直近 (4月11日時点) で **3,641人** (直近1週間の感染者数の1日当たり平均値) となり、昨年12月中旬をピークに直近は減少傾向が見られていましたが、3月以降は若干の増加傾向となっています。内訳は、NSW州 1,265人、VIC州 809人、QLD州 485人などとなっています。

COVID-19 cases and 7 day rolling average, 01 Jan 2022 to 11 Apr 2023



(出所 : Department of Health and Aged Care)

## 2. オーストラリア法人設立の概要

2023 年に入って以降、オーストラリアで現地法人を設立する（または検討している）日系企業が非常に増えております。今回は、オーストラリアにおける法人設立の概要について解説します。

### ① オーストラリア法人設立の手順概要

※W=週となります。

|                                   | W1 | W2 | W3 | W4 | W5 | W6 | W7 | W8 |
|-----------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| ① 類似商号の調査                         | ➡  |    |    |    |    |    |    |    |
| ② 設立申請書の作成                        | ➡  |    |    |    |    |    |    |    |
| ③ オーストラリア証券投資委員会(ASIC)への申請        |    | ➡  |    |    |    |    |    |    |
| ④ オーストラリア企業番号(ACN)の取得             |    |    | ➡  |    |    |    |    |    |
| ⑤ オーストラリア事業者番号(ABN) 納税者番号(TFN)の取得 |    |    |    | ➡  |    |    |    |    |
| ⑥ 銀行口座の開設                         |    |    |    | ➡  |    |    |    |    |
| ⑦ 資本金の払込                          |    |    |    |    |    |    |    | ➡  |

### ② オーストラリア法人の取得すべき ID 番号

#### (1) ACN 番号 (Australian Company Number : オーストラリア企業番号)

ASIC (オーストラリア証券投資委員会) への会社登録が完了すると発行される 9 桁の番号で、会社の身元確認のため、すべての公的書類、発行済株式、ASIC に提出する書類、領収書、社印等に表示が必要になります。

#### (2) ABN 番号 (Australian Business Number : オーストラリア事業者番号)

オーストラリア商務登記官 (Australian Business Register: ABR) が発行する 11 桁の番号で、オーストラリア税務局 (Australian Taxation Office : ATO) への納税をはじめ、公的手続きを円滑に行うためのものです。財・サービス税 (Goods and Services Tax: GST) 登録、補助金・助成金申請などに記載します。

#### (3) TFN 番号 (Tax File Number : 納税者番号)

オーストラリアで所得を得る個人、法人は原則として納税者番号を取得する義務があります。全ての所得は TFN で管理されており、個人、法人の全ての所得がオーストラリア税務局(ATO)のデータベースに記録されています。

### ③ オーストラリア法人設立の際に決定すべき事項

- ・ 社名
- ・ 本店所在地
- ・ 事業内容
- ・ 資本金及び株式数（最低資本金の制限はありません）
- ・ 株主の明細（社名/氏名、住所、法人株主の場合の代表者氏名、個人株主の場合の国籍、引受株式数）
- ・ 取締役の明細（最低 1 名かつオーストラリア居住者であること：氏名、住所、国籍）
- ・ カンパニーセクレタリー（公開会社は必要）
- ・ パブリックオフィサー（オーストラリア居住者 1 名：税務当局に提出する申告書等の情報が正しい事を確認する義務があります。）

#### Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

讃岐 修治（豪州公認会計士） [sh.sanuki@faircongrp.com](mailto:sh.sanuki@faircongrp.com)

鳥居 裕司（日本国公認会計士/米国公認会計士/豪州・ニュージーランド国勅許会計士）

[hi.torii@faircongrp.com](mailto:hi.torii@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/7ORNm--fGSc>

## シンガポール

### 1. COMPASSボーナス項目のアップデートについて

シンガポール人材省（Ministry of Manpower、以下 MOM）は、2022 年 3 月 4 日に Employment Pass（以下、EP）の取得及び更新に際しての新たな審査制度である COMPASS の導入を公表しました。その中で、ボーナス項目である「C5 スキルに関するボーナス」、すなわち申請対象者が不足人材に該当するケース、についてアップデートが行われました。

MOM はシンガポールで不足する人材の一覧として、下記「Shortage Occupation List (SOL)」を公表しています。



| No. | 英語   | 日本語                                    |
|-----|--|--|
|     | <b>Agritech</b>  | <b>アグリテック</b>                          |
| 1   | Alternative protein food application scientist   | 代替タンパク質食品応用科学者                         |
| 2   | Novel food biotechnologist   | 新規食品バイオテクノロジスト                         |
|     | <b>Financial Services</b>  | <b>金融サービス</b>                          |
| 3   | Financial/investment adviser (ultra-high/high net worth, family office & philanthropy) | 金融・投資アドバイザー（超富裕層/富裕層、ファミリーオフィス等）       |
|     | <b>Green Economy</b>   | <b>グリーン経済</b>                          |
| 4   | Carbon project/program manager   | カーボンプロジェクト/プログラムマネージャー                 |
| 5   | Carbon standards and methodology analyst   | カーボン規格とメソドロジーの分析者                      |
| 6   | Carbon trader  | カーボントレーダー                              |
| 7   | Carbon verification and audit specialist   | カーボン検証・監査専門家                           |
|     | <b>Healthcare</b>  | <b>ヘルスケア</b>                           |
| 8   | Clinical psychologist  | 臨床心理士                                  |
| 9   | Diagnostic radiographer  | 診療放射線技師                                |
| 10  | Occupational therapist   | 作業療法士                                  |
| 11  | Physiotherapist  | 理学療法士                                  |
| 12  | Registered nurse   | 正看護師                                   |
|     | <b>Infocomm Technology</b>   | <b>情報通信技術</b>                          |
| 13  | AI scientist/engineer  | AI 科学者・技術者                             |
| 14  | Applications/systems programmer  | アプリケーション/システムプログラマー                    |
| 15  | Cloud specialist   | クラウド専門家                                |
| 16  | Cyber risk specialist  | サイバーリスク専門家                             |
| 17  | Cybersecurity architect  | サイバーセキュリティアーキテクト                       |
| 18  | Cybersecurity operations specialist  | サイバーセキュリティ運用専門家                        |
| 19  | Data scientist   | データ科学者                                 |
| 20  | Digital forensics specialist   | デジタルフォレンジック専門家                         |
| 21  | Penetration testing specialist   | ペネトレーションテスト専門家                         |
| 22  | Product manager (digital)  | プロダクトマネージャー（デジタル）                      |
| 23  | Software and applications manager (technical lead/supervisor)                          | ソフトウェア・アプリケーションマネージャー（テックリード/スーパーバイザー） |

|    |                                       |                     |
|----|---------------------------------------|---------------------|
| 24 | Software developer                    | ソフトウェア開発者           |
| 25 | Web and mobile applications developer | ウェブ・モバイルアプリケーション開発者 |
|    | <b>Maritime</b>                       | <b>海運</b>           |
| 26 | Marine superintendent                 | 海洋監督者               |
| 27 | Marine technical superintendent       | 海洋技術管理者             |

上記リストは3年ごとに見直しが見込まれ、EP申請時に際しては、MOMによる職務経験や関連資格の確認等が行われるとされています。なお、ボーナス項目によりEPが承認された場合、候補者の職務内容は当該ボーナス項目の職種に限定されるため、留意が必要です。

### Fair Consulting Singapore Pte. Ltd.

8 Temasek Boulevard #35-02A Suntec Tower Three, Singapore

TEL : + 65 6338 3180

道中 泰雄（日本国公認会計士/公認内部監査人） [ya.michinaka@faircongrp.com](mailto:ya.michinaka@faircongrp.com)

伊藤 潤哉（日本国公認会計士） [ju.ito@faircongrp.com](mailto:ju.ito@faircongrp.com)



YouTube で動画公開しています。

<https://youtu.be/T3Jp3zldM80>



タイ

### 1. 在宅勤務制度に関する労働者保護法の改正について

タイ政府は、改正労働者保護法（第8号）について2023年3月19日に官報に掲載し、30日後の4月18日に発効することを公表しました。

今回の改正では、新たに第23/1条が追加されました。それによると、雇用者・被雇用者間で事前に合意することで、被雇用者の自宅、通信機器を接続できる場所など、事業所外での勤務が可能となることが明記されています。

被雇用者が事業所外で業務を行う場合、書面、または電子ファイル形式で、必要に応じて以下の事項を労使間で合意しておく必要があります。

- 始業・終業時間について
- 就業日・休憩時間・及び時間外労働について
- 時間外労働（残業・休日勤務等）に係る規定、及び各種休日取り扱いについて



- 被雇用者の業務内容及び義務、雇用者の管理または監督内容について
- 業務に必要な機器・器具の調達義務、及び諸経費について

なお、就業時間外に雇用者から連絡があった際、被雇用者が事前に連絡を受ける同意書を作成している場合などを除き、被雇用者は雇用者からの連絡を拒否する権利があるとも同改正法に定められております。

タイ官報公表は以下となります。

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/140A020N0000000005600.pdf>

### Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.

18th Floor, 29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road, Klongton Nuae, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand

Tel : + 66 2 726 9772

子田 俊之 (日本国公認会計士) [to.kota@faircongrp.com](mailto:to.kota@faircongrp.com)

## ニュージーランド

### 1. フリンジベネフィット税の新しい免除ルールについて（従業員の公共交通機関・自転車の利用）

2023年4月1日より、従業員の自宅から会社間の移動により発生する交通費について、以下のフリンジベネフィット税免除ルールが適用されています。

| 対象となる通勤手段 | 対象となるベネフィット                          | Private use の取り扱い                     |
|-----------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 公共交通機関    | 通勤時に公共交通機関を利用する場合の交通費（バス・電車代等）       | 休日の利用分（Private use）はフリンジベネフィット税の対象となる |
| 自転車、スクーター | 従業員の通勤時に利用することを目的とした、自転車またはスクーター購入費用 | 休日に利用する場合でも、フリンジベネフィット税の対象とならない       |

### 2. 最低賃金の引き上げ

2023年4月1日より、ニュージーランドの最低賃金が時給 NZD21.20（＝日本円で約 1,746 円、1ドル 82.38 円の為替レートの場合）から、NZD22.70（日本円で約 1,870 円）に引き上げられました。これにより、今年度の事業予算や、各従業員の Payroll の設定について、見直しを行うことを推奨します。

### Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland, New Zealand 1010

Tel : +64 9 985 5614

花本 聡子 (準オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士) [sa.hanamoto@faircongrp.com](mailto:sa.hanamoto@faircongrp.com)

### フィリピン

#### 1. フィリピン出国時も eTravel 登録が必須

フィリピン政府は、これまでフィリピン入国時に登録が必要だった eTravel を 2023 年 4 月 15 日以降は、フィリピンを出国する際にも登録を必要とすると発表した。

eTravel の概要は以下の通りである。

- フィリピンに到着する旅行者は、到着予定時刻の 72 時間前から登録することが可能。
- フィリピンを出発する旅行者は、出国予定時刻の 72 時間前から 3 時間前まで登録することが可能。
- 登録後は、出力された QR コードを保存、ダウンロード、または印刷の上、搭乗前及びフィリピン出入国時に提示する必要がある。
- eTravel への登録は無料。
- eTravel 登録時に支払いを要求する偽/詐欺サイト等も存在するため、注意が必要。

また、今年 5 月 1 日以降、紙での出入国カードは廃止されるとも発表された。フィリピン出国予定がある方は、ご留意いただきたい。

#### 2. ORUS(Online Registration and Update System)の機能拡大について

2023 年 3 月 20 日、内国歳入庁(Bureau of Internal Revenue:BIR)は歳入覚書回状(Revenue Memorandum Circular:RMC) No.36-2023 において、2023 年 3 月 17 日より ORUS(Online Registration and Update System)の機能を拡大したことを公表した。

具体的には、新規事業者による BIR への年間登録料の支払、Loose-leaf の使用中止に関する申請、CAS(Computerized Accounting System) の使用中止に関する申請、納税者番号 (Taxpayer Identification Number: TIN)のオンライン確認手続き等の機能が追加されている。

#### 3. BIR 税務調査プログラムに関するガイドライン、手続きに関するアップデートについて

2023 年 2 月 9 日、BIR は歳入覚書令(Revenue Memorandum Order:RMO) No.6-2023 において税務調査に関する手続き、ガイドラインのアップデートを公表した。当該公表により、原則すべての納税者が税務調査の対象になり得るとしつつも、その中でも(A)Mandatory Cases(税務調査が必要となる場合)や(B)Priority Audit Cases(税務調査が優先して行われる場合)に該当する要件が明示された。

主な要件は以下の通りであり、該当する場合は税務調査の対象となる可能性についてご留意頂きたい。

### (A) Mandatory Cases に該当する要件

1. eLA(electronic Letter of Authority)の発行対象
  - 1.1 税額控除や還付申請をしている場合
  - 1.2 タックスクリアランスを申請している場合(直近の売上が3百万ペソ以上、もしくは総資産8百万ペソ以上の納税者)
  - 1.3 従来の税務調査担当官の異動や退職等により税務調査を継続して行えなくなった場合
  - 1.4 納税者の住所変更により管轄の税務署が変更され、納税者が新しい管轄の税務署が税務調査対応を引き継ぐことを承認した場合
  - 1.5 ワンタイム取引(One-Time Transactions: ONETT)に該当した場合
  - 1.6 BIR 長官の指示により調査対象となった場合
  
2. TVN(Tax Verification Notice)の発行対象
  - 2.1 タックスクリアランスを申請している場合(直近の売上が1百万ペソ以上3百万ペソ未満、もしくは総資産3百万ペソ以上8百万ペソ未満の納税者)
  - 2.2 VAT(Value Added Tax)の還付申請をしている場合
  - 2.3 Income tax (所得税)の還付申請をしている場合
  - 2.4 過去に誤って過大に申告してしまった納税に関する還付申請(システムエラーによるものも含む)

### (B) Priority Audit Cases に該当する要件

申告書に基づく情報や BIR のシステム上で利用可能な情報に基づき、迅速な対応が必要なリスクがあると判断された場合(Audit Module により電子的に選定される)

## 4. 関連当事者取引に関する情報開示(BIR FORM 1709)について

以下の条件に該当する納税者は、関連当事者取引に関する申告書を BIR に提出する必要がある(歳入規則 No.34-2020)。

- A)大規模納税者
- B)投資委員会(BOI)等から優遇税制の適用を受けている企業
- C)申告対象期から3期連続で営業赤字を計上している会社
- D)RR No.19-2020 SECTION 3 (a)(b)(c)に定義されている関連当事者(法人税申告書の提出企業に限る)

法人税申告書(Annual Income Tax Returns)を BIR に提出後 15 日以内に当該 FORM の提出が求められており、12 月決算の会社については 4 月末が提出期限となる。上記条件に記載の通り、昨年まで作成義務がなかったとしても今年になって提出義務が発生する、というケースが想定されるため、特に営業赤字が発生している企業においては、当該 FORM の作成義務の有無についてご留意頂きたい。

5. 3月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

| 発行日   | 発行元 | 通達番号             | 内容   |
|-------|-----|------------------|--|
| 3月16日 | SEC | 通達<br>No. 2-2023 | SECは、General Information Sheet(GIS)、AFS(Audited Financial Statement)の未提出、提出遅延、またSEC通達 No. 28.S-2020へのコンプライアンス未提出に関する免責事項を公表した。 |

**FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.**

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen.Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL : +63-2-8832-5408

杉山 陽祐 (米国公認会計士・米国税理士) [yo.sugiyama@faircongrp.com](mailto:yo.sugiyama@faircongrp.com)

大久保 匠悟 (日本公認会計士) [sho.okubo@faircongrp.com](mailto:sho.okubo@faircongrp.com)

渡邊 悠 [ha.watanabe@faircongrp.com](mailto:ha.watanabe@faircongrp.com)

★ ベトナム

1. サンプル品の取扱いについて

ベトナム会計基準において、サンプル品は棚卸資産として取り扱われます。通達 No.26/2015/TT-BTC 第9条に従い、事業者は無償・有償のいずれのサンプル品供与時に売上 VAT インボイスを発行する必要があります。サンプル品を無償で提供する場合、Circular No.219/2013/TT-BTC 第7条3項に従い、サンプル品取得にかかったコスト同等の価額をVATインボイスに記載します。

有償及び無償サンプル品の提供を受けた企業は、サプライヤー発行のVATインボイスの価額を棚卸資産の簿価として記録します。サンプル品を顧客へ提供する際に棚卸資産から売上原価に振り替えます。未提供のサンプル品を経費処理すると、当該費用が損金不算入項目とみなされるリスクがある点に留意が必要です。

例 1：サプライヤーから 100 + VAT10%で購入した有償サンプル品を無償で顧客に供与する場合  
サンプル品購入時の仕訳は以下のとおりです。

| 借方          |     | 貸方       |     |
|-------------|-----|----------|-----|
| サンプル品 (BS)  | 100 | 買掛金 (BS) | 110 |
| 仮払 VAT (BS) | 10  |          |     |

サンプル品供与時の仕訳は以下のとおりです。

| 借方        |     | 貸方          |     |
|-----------|-----|-------------|-----|
| 売上原価 (PL) | 100 | サンプル品 (BS)  | 100 |
| 販売費 (PL)  | 10  | 仮受 VAT (BS) | 10  |

例 2：サプライヤーから 100 + VAT10%相当の価額のサンプル品を無償で取得し、当該サンプル品を無償で顧客に供与する場合

サンプル品取得時の仕訳は以下のとおりです。

| 借方         |     | 貸方         |     |
|------------|-----|------------|-----|
| サンプル品 (BS) | 110 | その他収益 (PL) | 110 |

サンプル品供与時の仕訳は以下のとおりです。

| 借方        |     | 貸方          |     |
|-----------|-----|-------------|-----|
| 売上原価 (PL) | 110 | サンプル品 (BS)  | 110 |
| 販売費 (PL)  | 10  | 仮受 VAT (BS) | 10  |

例 1 と例 2 のいずれの場合も、サンプル品供与時に VAT インボイスを発行する必要がありますが、売上は発生しない為、売掛金の計上はしません。

サンプル品供与時に VAT インボイス発行を失念するケースやサンプル品取得時の会計処理の漏れが散見されます。2022 年 7 月からの電子インボイスが義務化され、発行された電子インボイスは税務当局システムに記録されるように

なりました。その結果、税務当局がサンプル品を取得した企業に対するその他収益の計上漏れを指摘するリスクが高くなると考えられます。会計監査時や税務調査時の指摘を未然に回避するために法令に従って適切な会計・税務処理を行う必要があります。不明点がある場合は必要に応じて、専門家の意見を仰ぐことをお勧めします。

### Fair Consulting Vietnam Joint Stock Company

#### ■ Hanoi Office

3F, Leadvisors Place, 41A Ly Thai To St, Hoan Kiem Dist., Hanoi

TEL : + 84 24 3974 4839

石井 大輔 (日本国公認会計士) [da.ishii@faircongrp.com](mailto:da.ishii@faircongrp.com)

#### ■ Ho Chi Minh Office

Unit 7, 8th Floor, Riverbank Place, 3C Ton Duc Thang St, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL : + 84 28 3910 1480

藤原 裕美 (豪州公認会計士) [hi.fujiwara@faircongrp.com](mailto:hi.fujiwara@faircongrp.com)



### マレーシア

## 2023 年度 マレーシアの税制改正

2023 年 3 月号のニュースレターでお伝えした通り、2023 年 2 月 24 日に修正予算案が発表されました。当該予算では、種々の税制改正が織り込まれております。先月のニュースレターではその一部を掲載しましたが、その他、優遇税制についての概要をいくつか記載いたします。

### 1. これまでの主な優遇税制

| 投資奨励制度             | 税務恩典  | 補足  |
|--------------------|---|---|
| パイオニア・ステータスと投資税額控除 | <ul style="list-style-type: none"><li>パイオニア・ステータス：生産開始日から 5 年または 10 年間の所得金額の 70% を免税</li><li>投資税額控除 (ITA)：適格資本的支出日から 5 年または 10 年間、支出額の 60% を各年の所得金額の 70% を限度に控除</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>奨励業種または奨励製品の生産に従事する企業が対象</li><li>MIDA (マレーシア投資開発庁) による認可が必要</li></ul> |

|                         |   |   |
|-------------------------|---|---|
| マルチメディア・スーパー・コリドー (MSC) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● Tier1/2 : 最大 10 年間、所得金額の 100%を免税</li> <li>● Tier3 : 最大 10 年間、所得金額の 70%を免税</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● IT 分野における 16 の奨励事業のいずれかを行う企業が対象</li> <li>● MDEC (マレーシアデジタルエコノミー公社) による認可が必要</li> </ul> |
| プリンシパル・ハブ (PH)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新設法人                     <ul style="list-style-type: none"> <li>Tier1 : 最大 10 年間、法人税率が 0%</li> <li>Tier2 : 最大 10 年間、法人税率が 5%</li> </ul> </li> <li>● 既存法人 : 5 年間、法人税率が 10%</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域統括拠点として、マレーシアでリスク管理、方針決定、戦略的事業活動、貿易、金融、人事等の運営を行う企業が対象</li> </ul>                     |

## 2. 追加される予定の主な優遇税制

### 2.1 エコシステムに対する寄附金の税額控除

政府は、Plastics Sustainability Roadmap 2021-2030 という 2030 年までのプラスチックリサイクルエコシステム導入のロードマップに合わせて、特定の寄附またはスポンサーシップ（協賛金）に対する税額控除の導入が決定されました。

#### 【対象の税額控除】

税額控除は、AIを活用した空き缶等回収機械に対する寄附金または協賛金について、MOF（マレーシア財務省）により申請が受理された場合に適用が可能です。これは、企業及び個人等いずれも利用可能です。

#### 【対象期間】

2023 年 4 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までに、MOF 宛に申請が受理された寄附金または協賛金が対象です。

### 2.2 EV レンタル費用に関する税額控除

低炭素自動車の利用を促すべく、非商用車の EV レンタル費用に対する税額控除導入が決定されました。

#### 【対象の税額控除】

2023 年課税年度から 2025 年課税年度中の、非商用 EV 車に対するレンタル費用が対象です。税額控除上限は、300,000RM です。

### 2.3 EV 充電設備メーカー

マレーシアは、現在 Electric Mobility Ecosystem の構築を推進しています。これに対するインフラ整備促進のため、EV 充電設備メーカーに対する優遇税制導入が決定されました。

【対象の税額控除】

2023 年 2 月 25 日から 2025 年 12 月 31 日までに MIDA（マレーシア投資開発庁）により受理された申請が対象です。

| 改正案         |   |
|-------------|---|
| 右記いずれかの選択適用 | 2023 課税年度から 2032 課税年度（計 10 課税年度）における法人税の 100%免除 |
|             | or  |
|             | 5 年間の 100%投資税額控除                                |

### 2.4 CCS (Carbon Capture and Storage technology)

マレーシアは、現在 National Energy Policy 2022-2040 という政策のもと、2040 年までに国家の低炭素化を実現するとしています。この目標を達成する手段の一環として、CO2 削減のための CCS に対する優遇税制の導入が決定されました。

【対象の CCS 活動】

「CO2 の回収」、「回収した CO2 の輸送」、「地中又は海底への CO2 の貯留」

【優遇税制内容】

|                |   |
|----------------|---|
| ①自社で CCS を行う企業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 10 年間にわたり適格資本支出に対して 100%の ITA（投資税額控除）を利用可能（事業所得の 100%が上限）</li> <li>● 2023 年 1 月から 2027 年 12 月までの CCS 技術の輸入における関税及び売上税を全額免除</li> <li>● 事業開始前 5 年間における費用の損金計上</li> </ul> |
| ②CCS サービス提供企業  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下 A/B の選択適用</li> <li>A) 10 年間にわたり適格資本支出に対して 100%の ITA（投資税額控除）を利用可能（事業所得の 100%が上限）</li> <li>B) 10 年間の対事業所得法人税の 70%免税</li> <li>● 事業開始前 5 年間における費用の損金計上</li> </ul>       |
| ③CCS サービス利用企業  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● CCS サービス利用料の損金算入</li> </ul>  |



### Fair Consulting Malaysia Sdn. Bhd.

Suite 2B-2-1, Level 2, Tower 2B, Plaza Sentral, Jalan Stesen Sentral 5,  
50470 Kuala Lumpur, Malaysia

TEL : + 60 3 2742 7790

青木 貴宣 (日本国税理士) [ta.aoki@faircongrp.com](mailto:ta.aoki@faircongrp.com)

松本 健太郎 (日本国公認会計士) [ke.matsumoto@faircongrp.com](mailto:ke.matsumoto@faircongrp.com)

### 【本ニュースレターおよび、弊社サービス全般に関するお問い合わせ先】

株式会社フェアコンサルティング <https://www.faircongrp.com/>

〒104-0045 東京都中央区築地一丁目 12-22 コンワビル 7 階

TEL : +81-3-3541-6863

Global RM 部 [grm@faircongrp.com](mailto:grm@faircongrp.com)

**YouTube チャンネルでも、情報発信しています。**チャンネル登録もお願いいたします。

<https://www.youtube.com/c/FairConsultingGroup>



「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCGニュースレター 東南アジア・インド・オセアニア」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。